

伊万里市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第 28 号

伊万里市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例

伊万里市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例（平成 9 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1(3)し尿汲取手数料の部中「179 円」を「214 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 1(3)し尿汲取手数料の部の規定は、この条例の施行の日以後に行われるし尿の汲取りに係る手数料について適用し、同日前に行われたし尿の汲取りに係る手数料については、なお従前の例による。